

In depth

A look at current financial reporting issues

2020年10月9日
In depth No. 2020-06

金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド

FAQ 5.3.2—新しい指標への移行直後の有効性テストに回帰分析を使用できるか (IAS第39号)

質問

回帰分析は、IAS第39号に基づく新しい指標への移行直後の有効性テストに使用できますか。

回答

状況に応じて異なります。

市場が新しい指標金利に移行した直後は、ヘッジ関係の有効性を裏付ける有効な回帰分析を実施するために、新しい指標金利の過去のデータが十分ではない可能性があります。なぜなら、新しい金利指標は限られた期間しか存在しないためです。

ヘッジ対象のリスクを新しい金利指標に変更するために、(フェーズ2の救済措置に基づき)ヘッジ文書を修正する場合、IAS第39号第102P項に基づき、統計的に有効な回帰分析に利用可能なデータが十分に揃うまで(その時点で、有効性評価の方法を再び回帰分析に戻す)、有効性評価の代替方法を使用することを文書化することは許容されると考えられます。有効な回帰分析を算定するためのデータが十分ではない場合、そのような有効性評価方法の一時的な変更は、金利指標改革の結果として要求される有効性評価方法の変更を反映したものとみなすことができると考えられます。有効性評価方法の文書化は、いつ有効性の評価方法を再び回帰分析に戻すのかを客観的に判断するために、十分具体的なものでなければなりません。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.